

令和5年度 第3回江津市農業委員会総会

日時：令和5年6月21日(水) 午前9時30分～

場所：江津市総合市民センター 2階会議室

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 報告 第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

第3 承認 第1号 農地の地形変更届出について

第4 議案 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第5 議案 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第6 議案 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第7 議案 第4号 非農地証明について

第8 意見 第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について

意見 第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について

意見 第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について

第9 その他

○出席農業委員（11名）

1番 佐々木英夫 2番 山田博 3番 山本秀彦 4番 藤井孝子

5番 柳原良雄 6番 和田幸子 7番 大村理之 8番 二本木俊二

9番 田代和秋 10番 深野政勝 11番 原田和徳

○出席推進委員（8名）

盆子原 温、階本誠一、野田英夫、佐々木建也、湯浅憲昭

仲津和法、吉岐和功、野村耕平

○出席した事務局職員 事務局長 大賀千晶 参事 藤田佳久 主任 津島正彦

○午前9時30分 農業委員会総会 開議

事務局 おはようございます。ご案内の時間になりましたので、ただ今から令和5年度、第3回江津市農業委員会総会を開会いたします。それでは、会長にあいさつの後、議事進行をよろしく申し上げます。

会 長 おはようございます。会議に先立ちまして、皆さん既にご存じのように、河村博幸推進委員が6月14日、79歳にて永眠されました。河村推進委員は、平成23年から農業委員、29年から農地利用最適化推進委員として、地域農業の代表としてご活動しておられました。謹んで故人のご冥福をお祈り申し上げ、ここにご参集の皆さん全員で黙祷を捧げたいと思います。ご起立をお願いいたします。

[黙 祷]

会 長 ありがとうございます。ご着席下さい。先日より、事務局から関係者の皆さんにお願いをして回っていると思いますけれど、農業委員会の役割として、地域計画の策定に向けた活動をしております。それにもなって、地域を担う方々にアンケート、ヒアリングをお願いし、現状の地図作成に向けて、お願いをしているところでございます。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。それでは、ただ今から、令和5年度、第3回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は、井上推進委員、崎谷推進委員から欠席の報告がありました。出席委員につきましては過半数以上でありますので本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。なお、発言の際には挙手の上、指名を受けてからお願いいたします。

会 長 日程第1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会 長 ご了解をいただきましたので、7番 大村委員、9番 田代委員を会議録署名委員に指名いたします。よろしくお願いいたします。

農地法 第18条第6項

《 桜江町谷住郷 》

会 長 日程第2、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出の1、2、3、4について」を一括議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

事務局 報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出です。こちらは、後ほど提起する集積計画に伴う所有権移転、意見第3号に伴う合意解約になります。内容的には、中間管理事業では、公社が地権者から借り入れて耕作者に向けての貸し付けを行っています。その全部を解約するというので、一括でさ

町●●●番●、地目は田、面積が●●●㎡です。所有者は●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。地形変更届出者も同じです。次に2番です。波子町●●●番●、地目は田、面積は●●●㎡です。所有者は●●●●子さん、●●●●●●市●●●●●●町●一●一●です。地形変更届出者も同じです。次に3番です。波子町●●●番●●、地目は田、面積は●●●㎡、波子町●●●番●●、地目は田、面積が●●●㎡です。所有者は●●●●相続人、●●●●さん、●●●●市●●町●●●番地●です。地形変更届出者も同じです。地形変更の理由としましては、災害復旧工事で発生した残土を利用して、田の嵩上げを行い浸水防止等の改善の後に畑として活用するためとでございます。波子農免道の災害復旧で、事業の進捗状況によって既に工事に入っており、残土を入れて嵩上げを行っている状況です。工事期間は令和5年4月3日から令和6年3月31日です。隣接地への被害防除等につきましては、法面を安定勾配にして隣接地へ影響を及ばないようにするとのことでした。以上です。

会 長 それでは、大村委員から調査結果の報告をお願いします。

7番委員 位置図は1ページをご覧ください。県道●●●●線が中央に走っていきまして、その途中の左右に申請土地があります。農免道の災害復旧工事で発生した残土を利用して、以前から水害で田んぼが浸水等被害のあった農地を改善のために嵩上げをしたいということでした。その跡地は、畑として利用することです。法面は雨で流出するので、安全勾配をし、隣接地及び曲川の土砂流出等への影響がないようにするということでした。以上、ご審議の程よろしく願いいたします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。はい、どうぞ。

階本推進委員 本件についての賛否ということではなくて、私が今聞きたい事は、番号2番は●●●●県在住の所有者ですが、こういう場合は登記簿謄本での所有者が申請をされるのだと思いますけれど、実態としてはどういう方が耕作しておられるのですか。●●●●県の方が耕作をするというのは不可能だと思いますが・・・

事務局 現在、誰が耕作しているかは確認してはいませんが、実際に耕作されている部分とか保全されている部分が、混在という状況なのですけれど、当然、次の事を考えると誰が耕作するかということが必要になりますが、完了後に検討されるものと思います。ただ、許可を得るためには、耕作者ではなく地権者の申

請となってきますので、このような申請となります。今後、耕作をどういうふうにされるかは状況を考慮してということで、ご了承いただきたいと思います。

会 長 よろしいでしょうか。

階本推進委員 何か多少、今後の予定でもあった方が良くないかなと思いますけれど。個人情報範囲だからなのでしょう。

会 長 事務局、何か分かりますか。

事務局 個人情報ということではないのですが、現状では畑にして誰が耕作するということは聞いては無いです。

会 長 よろしいでしょうか。ちょっと回答が難しいですが、いずれにしても、畑にして耕作者を待つという形でしょうか。

事務局 そうですね。

会 長 とりあえず、工事の段階で許可を得る必要があるということになります。よろしいでしょうか。他にご質問ございますか。

吉岐推進委員 はい。

会 長 はい、どうぞ。

吉岐推進委員 工事期間の始まりが4月3日からとなっていますけれど、もう3ヶ月近く経って工事が進んでいるのですか。

会 長 事務局、どうですか。

事務局 だいぶ、残土が入っています。新年度に入って事業が急に進み、梅雨に入るまで少しでも進めておきたいとの事情があったと聞いています。そのこともあって、届けが遅れてしまったようですが。

会 長 いずれにしても、ある程度、遵守してもらわないと、農業委員会として威厳が無い。

事務局 そうですね。通知を出す時には話をしておきます。

会 長 今後も再発防止をお願いいたします。

事務局 はい。

会 長 他にご質問ございますか。はい、どうぞ。

湯浅推進委員 事務局にお聞きするのですが、以前は届出者に対して完了届けを出して下さいということがありましたが、今現在はそういったことは無いのですか。

事務局 あります。完了届けを出して下さいとお願いしております。

湯浅推進委員 何パーセントくらい出ていますか。

事務局 3～4割だと思います。

湯淺推進委員 催促はしないのですか。

事務局 してはいます。公的機関へ催促するとすぐに対応して提出されるのですが、個人の場合はなかなか出てこないです。

湯淺推進委員 そうすると、確認も無いのですか。

事務局 完了予定日の記載があるので確認は行います。

会 長 はい、他にご質問ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。この件について、承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地の地形変更届出の1、2、3については、承認することに決しました。

《 桜江町市山 》

会 長 次に、承認第1号「農地の地形変更届出の4について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の田代委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは4番です。農地の所在は桜江町市山●●●番●、地目は田、面積は●●●●㎡、桜江町市山●●●番●、地目は田、面積が●●●㎡です。所有者は●●●●さん、●●市●●町●●●●番地です。地形変更届出者は●●●●●●●●、●●●●さん、●●市●●町●●●●番地です。地形変更の理由としましては、治山事業のため残土処理と併せて、農地の嵩上げを行うということです。●●●番●は農用地区域なので、嵩上げを行ったあとに、田に復旧するということが出ております。それから●●●番●は、農用地区域外であるので排水の状況が悪かったために、畑にするということです。工期は令和5年6月22日から令和5年11月30日となっております。以上です。

会 長 それでは、田代委員から調査結果の報告をお願いします。

9番委員 場所は位置図の2ページ並びに3ページをご覧ください。右側に●●●●がありまして、その横に市道●●●線が通っておりまして、●●●●から●●●●の三差路を右に市道●●●線を進んで行くと●●●●がありまして、分岐を市道●●●線へ入り道なりに進んだ所に申請地がございます。ここの場所は自宅の前

なので、毎日、現場を見ることがありまして、状況はよく知っています。あらためて現地確認とかはしておりませんが、●●●番●の状況としましては、位置図の航空写真を見ていただきますと、●●●番●の所に薄く白いラインが入っていますが、ここは昔の棚田で薄く白いラインが入った所は段差のあるところですよ。図面上の上の方は幅が3mから4mの狭い田んぼでして、段差が1m50cmくらいあって、かなり田植えも苦労されています。そこに、ちょうど治山事業が始まったので、その残土を入れてもらって埋め立てて、同じ高さにするということです。それから●●●番●は、●●さんの自宅に隣接した農地ですが、既に工事も始まっておりますが、自宅から背後の山に入った所に治山ダムが2ヶ所、設置されることになりまして、この進入道路と作業車等の駐車場を作るための地形変更です。先ほど事務局の話にもあったように、この2ヶ所は農振農用地で工事終了後は元に戻すということでした。●●●番●は、盛り土した後の田の耕作ですけれど、これまでも全部を●●さんが耕作していましたので、特に問題は無いと思いますので、ご審議の程よろしく願います。

会 長 　ただ今、説明及び調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようであります。採決をいたします。この件について、承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地の地形変更届出の4については、承認することに決しました。

農地法 第3条

《 桜江町市山 》

会 長 　次に日程第4、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の田代委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 　議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請です。1番です。農地の所在は桜江町市山●●●番●、地目は畑、面積は●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。譲受人は●●●●さん、

●●市●●町●●●●番地●です。事由としましては、農業経営拡大のためと
いうことでございます。対価は無償です。以上です。

会 長 それでは、田代委員から調査結果の報告をお願いいたします。

9 番委員 位置図の 4 ページをご覧ください。右上が●●方面で左下は●●方面です。
右上の方に●●●●、左下の方に●●●●がありますが、ちょうど●●●●と
●●●●に挟まれた中央辺りに位置します。実際には十数年前に●●さんの方
から●●さんへ譲渡されておりました、●●さんの経営面積が 5.4 アールと
なっていますので、農地取得の下限面積要件があつて本登記が出来なくて、仮
登記をしておりました。今年度になって、下限面積要件が撤廃されましたので、
登記が出来るようになり、今回の申請に至つたということでございます。もう
既に●●さんが、この土地で耕作をされておりますので問題はないものと思わ
れます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等ご
ざいませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決するこ
とに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よつて、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の
1 については、可決されました。

《 松川町市村 》

会 長 次に、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 2 につい
て」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の二本木委員から調
査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 2 番です。農地の所在は松川町市村●●●番●、地目は畑、面積は●●●㎡、
松川町市村●●●番、地目は畑、面積は●●●㎡、松川町市村●●●番、地目
は畑、面積は●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●市●●町●●●●番
地●●です。譲受人は●●●●さん、●●市●●町●●番地●●です。事由と
しましては、営農地拡大のため取得するということです。対価は無償です。以
上です。

会 長 それでは、二本木委員から調査結果の報告をお願いいたします。

8 番委員 位置図の 5 ページをご覧ください。261 号線が通っておりますが、上の方は江津方面で下の方は桜江方面です。●●方面から●●方面に向かって進みますと、●●●がありますが、●●●の●を渡って少し進み、県道●●●線の●●を過ぎて更に進みますと、左側に●●の●●へ入る市道があります。ここを入って行くと●●●●さんがある付近でございます。その●●●●さんの背後地に今回の申請地がございます。議案をご覧のとおり、譲渡人は●●町の方で譲受人は●●市の方です。以前、地元の●●さんという方が土地を持っておられまして、引っ越す際に●●●●さんに依頼して売却して購入したのが●●さんということでございます。●●さんも年齢を重ねられまして、耕作が難しいということで、●●●●さんのあっせん今回申請をされているのが、●●さんという方でございます。現地を確認してみたところ、●●●番●と●●●番は●●●●さんの背後地で、●●●●さんが草刈り等の管理をして綺麗にしておられました。●●●番については、年に 2 回くらい草刈りをしているようで、耕作はしておられない状況でした。申請代理人の●●●●さんに内容を確認しました所、●●さんは●●町の方でも農業をして色々営農活動をしておられるそうで、今回ここを拡大ということで購入したいとのことでした。以上です。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 2 については、可決されました。

農地法 第 4 条

《 二宮町神主 》

会 長 次に日程第 5、議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請でござい

ます。1番です。農地の所在は二宮町神主●●●番●、地目は畑、面積は●●㎡です。申請人は●●●●さん、●●市●●町●●●●番地●●です。転用目的は車庫となっております。詳細としましては、昭和55年月日不詳より申請地に車庫を建てているということです。相続登記を行った時には既に先代が車庫を建てていたということで、今回改めて4条申請で現状に合わせて地目変更を行うということでございまして、顛末書が添付されています。以上です。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

10番委員 位置図は6ページをご覧ください。中央上から右下へ道路が通っていますが、これは県道●●●●線で、●●●●から●●方面につながる道です。●●●●を過ぎて接続している道は●●●●です。そこを●●●mくらい過ぎて●●●して、●●●mくらい進みますと分かれ道になっていますが、その角地になります。理由に書いてありますように、昭和55年不詳よりと書いてあるように、もうこの場所には既に車庫が建っていました。顛末書も出ているようです。申請地の隣に家がありまして、●●●●さんと●●●●さんと書いてありますが、●●●●さんは既に亡くなっておりまして、申請人の●●さんが相続者です。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第4条第1項の規定による許可申請の1については、可決されました。

農地法 第5条

《 後地町 》

会 長 次に日程第6、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の藤井委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請でございます。1番です。農地の所在は後地町●●●●番●、地目は畑、面積が●●●㎡です。

譲渡人は●●●●さん、●●府●●市●●町●●●番地●●です。譲受人は●●●●●●●●、●●●●●●●●●●さん、●●市●●区●●町●丁目●●番●●号です。転用目的は、太陽光発電施設の設置です。対価は10aあたり●●●千円で、工期は許可の日から令和5年9月30日となっております。以上です。

会 長 それでは、藤井委員から調査結果の報告をお願いいたします。

4番委員 位置図の7ページをご覧ください。6月15日に現地確認に行きました。国道9号線が横に走っておりますが、●●●●がある●●●を●側に少し●側上がるように●●●m程進んだ●●●の角地になります。今は、この一帯は全く管理がされていなくて、雑木が生えておりましてあまり良い状態ではなく、周辺も全く耕作がされておりません。横の方には墓地がありますが、その周辺も全く農地として管理されている場所は無いような状態の所ですので、特に周辺には影響が無いと思います。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の1については、可決されました。

《 二宮町神主 》

会 長 次に議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の2について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 2番です。農地の所在は二宮町神主●●●番●、地目は畑、面積が●●m²です。譲渡人は●●●●さん、●●市●●町●●●番地●●です。譲受人は●●●●●●●●、●●●●●●●●●●さん、●●市●●町●●●番地●●です。転用理由は住宅敷地でございます。詳細は、既存の住宅隣接地に増築のため、購入するというものです。対価は10aあたり●●●●千円で、工期は許可の日から令和5年10月末日となっております。以上です。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

10 番委員 位置図は 8 ページをご覧ください。上から右下に道が通っていますが、●●●から●●●●の付近を通過して、●●町につながる市道です。●●●●から●●キロくらいの所に申請地がございます。●●の街並みがありますが、その中央辺りになります。申請地の隣接の家に●●●●と書いてありますが、この方は亡くなられて、ここの宅地と家を●●●●が購入し、隣接の●●さんの土地を買って宅地を広げたい、増築をしたいということです。申請地を見に行ってみましたが、宅地の部分から段差があり、1mくらい高いような状況になっておりました。周りは畑らしきものもありますけれども、耕作はされておられませんので、周りに悪影響を及ぼすことは無いと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 2 については、可決されました。

《 和木町 》

会 長 次に議案第 3 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請 3 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の原田委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 3 番です。農地の所在は和木町●●●番●●、地目は畑、面積が●●●㎡、和木町●●●番●●、地目は畑、面積が●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん持分 2 分の 1、●●市●●町●●●番地●、●●●●さん持分 2 分の 1、●●市●●町●●●番地●です。譲受人は●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。転用目的は個人住宅の建築でございます。対価は 10a あたり●●●千円で、工期は許可の日から令和 6 年 3 月末日となっております。以上です。

会 長 それでは、原田委員から調査結果の報告をお願いいたします。

11 番委員 位置図の 9 ページをご覧ください。6 月 19 日の月曜日に現地の確認をい

7番委員 位置図は10ページをご覧ください。この土地は令和4年4月20日に●●●●●の申請でご審議をいただきました所の、隣接の土地になります。この2筆の申請地を、●●●●●へ賃貸して資材置場と駐車場として利用すると目的にしておられます。以上です。

会長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会長 質問等が無いようです。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会長 挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の4については、可決されました。

非農地証明

《 二宮町神主 》

会長 次に日程第7、議案第4号「非農地証明の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員並びに仲津推進委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第4号、非農地証明交付申請でございます。農地の所在は二宮町神主●●●番●、地目は登記簿が畑で現況が原野、面積が●●●㎡です。所有者は●●●●●さん、●●府●●●市●●●丁目●●番●号です。申請事由としましては、申請地は年月日不詳より耕作しておらず、原野となっているということです。昨年度、隣接地を非農地証明の交付を行った場所でございます。以上です。

会長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

10番委員 位置図は11ページをご覧ください。場所は二宮町神主の●●●●●という所で、●●●●●の里と呼ばれている所です。位置図の上の方が●●●●●方面で、右上付近には●●●●●があります。その横をつづら折りの道なりに進むと申請地に着きます。場所的には、●●●●●の裏手を山側に上がってくるような場所です。昨日、仲津推進委員と現地を確認しました。庭木用のツツジが植えてありまして、写真で見ますと赤い部分があります。庭木のようなものが何本かある中に、自然に生えている木もいっぱいあるような状況です。非農地証明もやむを得ないのではないかと、そういう結論に至りました。ご審議の程よろしく願います。

たします。

会 長 続いて、仲津推進委員から調査結果の報告をお願いいたします。

仲津推進委員 昨日、現地で合流をいたしまして、現況の確認をいたしました。写真で見ますように、今言われたツツジや庭木が植えてありますが、所有者も●●で遠方にありますので、最近では帰って来ることが無いのではないかという感じで、放置してあるような状況です。以前も隣接地を非農地証明されていますので、やむを得ないのではないかと思います。以上です。

会 長 ただ今、説明および調査結果の報告がありました。この件について、ご質問はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問が無いようでありますので、採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、非農地証明の1については、証明することに決しました。

農用地利用集積計画

会 長 日程第8、意見第1号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について（一括方式）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 意見第1号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認についてです。一括方式です。1枚めくっていただくと集計表がございます。2ページ目からご覧下さい。番号は1番。農地の所在は波積町本郷●●●番●、地目は田、面積が●●●●㎡、波積町本郷●●●番、地目は田、面積が●●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●さん、●●市●●町●●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●さん、●●市●●町●●●●番地●です。使用貸借で、貸借期間は令和5年7月1日から令和15年12月31日、10年6ヶ月です。次に2番です。農地の所在は桜江町鹿賀●●●番●、地目は畑、面積が●●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●さん、●●市●●町●●●●番地●です。利用権設定を受ける者が●●●●●●●●●●、●●市●●町●●●●番地●です。貸借で10a当り●●●●円です。貸借期間は令和5年7月1日から令和15年12月31日、10年6ヶ月です。次のページ

から位置図等が付いておりますので、ご確認ください。以上です。

会 長 　ただ今、事務局より説明がありましたが、この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、ご質問等はございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決をいたします。承認される方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、意見第 1 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について（一括方式）」は、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。

会 長 　次に、意見第 2 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について（利用権貸借）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 　それでは意見第 2 号です。農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認についてです。先ほどと同じように 1 ページ目には、集計表がございます。次の 2 ページをご覧ください。番号 1 番です。農地の所在は桜江町谷住郷●●●●番、地目は田、面積が●●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●代表相続人、●●●●さん、●●市●●町●●●●番地です。利用権設定を受ける者が株式会社●●●●●●●●、●●●●●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。賃貸借で 10a 当り●千円、期間は 3 年でございます。次に 2 番、農地の所在は桜江町江尾●●●番●、地目は田、面積が●●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●代表相続人、●●●●さん、●●県●●市●●●●区●●町●一●●●●一●●●●です。利用権設定を受ける者が●●●●さん、●●市●町●●●●番地です。使用貸借で、期間は 3 年です。次に 3 番、農地の所在は桜江町江尾●●●番、地目は田、面積が●●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●さん、●●市●●町●●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●さん、●●市●町●●●●番地です。使用貸借で、期間は 3 年です。次のページです。4 番、農地の所在は桜江町江尾●●●番●、地目は田、面積が●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●代表相続人、●●●●さん、●●市●●町●●●●番地●です。利用権設定を受ける者が●●●●さ

ん、●●市●町●●●●番地です。使用貸借で、期間は3年です。次のページから位置図等が付いておりますので、ご確認ください。以上です。

会 長 　ただ今、事務局より説明がありましたが、この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、ご質問等はございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決をいたします。承認される方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、意見第2号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について（利用権貸借）」は、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。

会 長 　次に、意見第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について（所有権移転）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 　意見第3号です。農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について、所有権移転でございます。1枚めくっていただくと内容がございます。番号は1番。農地の所在は桜江町市山●●●番、地目は畑、面積は●●●㎡、桜江町市山●●●番●、地目は畑、面積は●●●㎡です。所有権を移転する者は●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。所有権の移転を受ける者は●●●●●●●●、●●●●●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。移転時期は令和5年6月26日で、売買価格は全体で●●●千円です。これは合意解約になりました4筆を改めて所有権移転ということでの届け出です。次に2番です。桜江町市山●●●番●、地目は畑、面積は●●●㎡です。所有権を移転する者は●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。所有権の移転を受ける者は●●●●●●●●、●●●●●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。移転時期等は先ほどと同じです。金額は●●●千円となっております。次に3番です。桜江町市山●●●番●、地目は畑、面積は●●●㎡です。所有権を移転する者は●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。所有権の移転を受ける者は●●●●●●●●、●●●●●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。移転時期等は先ほどと同じです。金額は●●

角地は既に盛り土をして、ハウスを建てるだけの状態になっています。4月の時だったと思いますが、盛り土をするための進入路の一時転用申請が出ていると思います。一旦、個人の所有者から中間管理機構へ所有権移転をして、中間管理機構から●●●●●●へ所有権移転をするのですが、通常ですと●●●●●●が複数の個人と売買契約並びに所有権移転登記を行う場合は事務負担が多くなるため、事務を簡略化するために基盤強化促進法に係る所有権移転の手続きを行うということ聞いております。以上です。

会 長 よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

階本推進委員 ということは、●●●●●●●●さんがこの土地を買われるということですか。

9番委員 そうです。

階本推進委員 ●●●●●●●●さん自身は、普段土地を買うなんてことは全く受け付けていないけれども、この土地だけは●●●●●●●●さんが買われるという話ですか。

9番委員 そのように聞いています。この申請自体そういったことだと思います。

階本推進委員 ●●●●●●●●さんが土地を買うなんてまず絶対に無いと。

9番委員 昔はそうだったかもしれないが、今は法人も農地を持てるようになったので。

会 長 はい、事務局どうぞ。

事務局 ●●●●●●●●さんは農地保有適格法人であり、以前から農業生産法人という団体になっていますので、現在も借りている土地は多いですが、売買による所有権移転は認められておりますので、何ら問題は無いと思います。

階本推進委員 いえ、問題あるとか無いとかに触れている訳ではなくて、実際には●●●●●●●●さんが本当に農地を買われることがあるのかということです。

堀江係長 すみません。本当にと言われますが、話については、それ前提で手続きしています。そこを嘘ではないかと言うのは・・。地権者さんと●●●●●●●●さんとの間に市が入って手続きを進めています。地権者さんの方はもう使わない農地を買って欲しいと言われまして、●●●●●●●●さんは他地区の堤防工事の関係で現在耕作している農地が使えなくなるので、どうしても農地を確保しなければいけないという事情があったため話が進みました。基本的には委員さんのおっしゃる●●●●●●●●は農地購入を進んで行ってはいないようですが、今回の件に関しては、しっかり長期の計画を策定してハウ

ス栽培をしていきたいということもあり、双方の協議のもとで決定していますので大丈夫です。

階本推進委員 別に疑っている訳ではないですが、私が非常に心配をしているのは、別件で●●●●●●●●さんが10年契約で、年●●●●円/10aで貸してくれないかということがあって、中に私も入っていたのだが、地主は買ってもらえらるなら売るけれども賃貸は絶対にしないとっていて、私も苦労している訳です。具体的に言うと、●●●●●●●●さんがその土地を買ってくれると言うならば、自分の所は合理的に仕事が出来るといふことがある。だけど、地主が自分はもうここに住んでいないから誰が確認のできない土地を10年の賃貸契約ができるのか。それなら買ってくれといふことで、この間から行ったり来たりしているのだけれども、なかなか売買の話にならないから、今この話をしていふ訳です。本件を疑っている訳ではないです。以上です。

堀江係長 分かりました。

会 長 よろしいでしょうか。他にご質問ございますか。はい、どうぞ。

湯浅推進委員 要するに、厳密にいうと3条申請になると事務手続きがややこしいから、●●●●●●が入ったりするようにして済ますということですね。

会 長 本来、3条という申請手続きが一般的には内容が複雑で申請し難いですよ。他にご質問ございますか。はい、どうぞ。

10番委員 この、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の流れですが、この土地はもう一度、●●●●●●●●さんが耕作するということですが、この場合はまた5条で申請が出てくる訳ですか。

事務局 出てきます。

10番委員 分かりました。

会 長 他にご質問ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決をいたします。承認される方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、意見第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について(所有権移転)」は、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。

その他

会 長 次に日程第 9、その他について総会に諮るべき案件がございますか。

事務局 事務局からはございません。

会 長 その他、皆さんの方から何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 それでは、その他、事務連絡等は総会終了後に行います。以上で本日の日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、令和 5 年度、第 3 回江津市農業委員会総会を閉会といたします。なお、次回の開催は、現在の体制での総会は 7 月 19 日の水曜日、江津市総合市民センターで開催いたします。そして、新しい体制で開催されるのは、日程表をいただいておりますけれども、7 月 24 日の月曜日、場所はパレット江津になりますので、お間違いのないようをお願いいたします。

[閉会 午前 10 時 30 分]

以上議事の顛末を記載し、これに間違いのないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員